行政処分 等 の年月日	事業者の氏名又は名 称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20240126		広島県江田島市能美町鹿 川2723番地1	鹿川営業所	広島県江田島市能美町鹿 川2723番地1	文書警告	項	令和5年11月14日及び同年12月6日、情報提供を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)点呼の記錄事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)業務記錄の記錄事項義務違反(運輸規則第25条第3項)、(6)乗務員等台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)	0	0
		山口県美祢市大嶺町大字 東分字前田417番地1			輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	項	令和5年8月25日、情報提供を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)乗務員等台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(3)整備管理者の変更届出義務違反(運輸規則第45条)、(4)運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	1	1